

吹田市情報公開制度の運用状況

令和元年度（2019年度）

市民部 市民総務室 情報公開担当

第 1 情報公開制度の運用状況

1 「情報公開条例」について

吹田市における公文書公開制度は、昭和 62 年（1987 年）から施行されている「公文書公開条例」により運用してきましたが、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が平成 13 年（2001 年）4 月 1 日から施行されたことなどを受け、平成 14 年（2002 年）3 月 29 日に同条例を全部改正し、「情報公開条例」として平成 14 年（2002 年）7 月 1 日より施行しています。

近年におきましては病院事業に地方公営企業法の規定を適用させることに伴い、病院事業管理者を本制度における実施機関と位置付ける一部改正を平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から、郵政民営化法の制定に伴う規定整備を条例公布の日である同年 10 月 17 日から施行し、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づく公文書公開手数料の改定を平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から、及び平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から施行しました。また、「市議会議員の審議会等への委員委嘱の見直しについて」の基本方針のもと、情報公開運営審議会への市議会議員参画の見直しを平成 25 年（2013 年）4 月 1 日からの施行とし、市立吹田市民病院の地方独立行政法人化に伴い、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から病院事業管理者を実施機関より削除する条例の一部改正を行いました。

平成 29 年（2017 年）におきましては、平成 30 年（2018 年）1 月 1 日からの施行として、公文書の大量請求に伴う事務経費増嵩に対する応益負担の観点から、部分公開に係る公文書 1 件につき 101 面から 1 面につき 5 円の手数料を納付する旨の条例の一部改正を行いました。

2 公文書公開請求の状況について

(1) 処理状況

令和元年度（2019 年度）における情報公開制度による公文書の公開決定等件数は 263 件と前年度に比べて 124 件の減、割合において 32.0 パーセントの減となり、請求件数では 229 件と前年度に比べ 103 件の減、割合において 31.0 パーセントの減となっています。

公開決定等件数 263 件の実施機関別の内訳は、市長に関する件数が 222 件と大部分を占め、教育委員会 27 件、選挙管理委員会 2 件、水道事業管理者 5 件、消防長 5 件、議会 2 件となっています。

市長の公開決定等の内訳については、全部公開が 60 件、部分公開が 147 件、非公開が 1 件、公文書不存在が 9 件、存否応答拒否が 2 件、取下げが 3 件でした。

以下同様に、教育委員会の 27 件については、全部公開が 6 件、部分公開が 11 件、非公開が 5 件、公文書不存在が 3 件、取下げが 2 件でした。

選挙管理委員会の 2 件については、全部公開が 1 件、部分公開が 1 件でした。

水道事業管理者の 5 件については、全部公開が 2 件、部分公開が 1 件、不存在が 2 件でした。

消防長の 5 件については、全部公開が 1 件、部分公開が 4 件でした。

議会の 2 件については、部分公開が 2 件でした。

なお、実施機関の内、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会については公開請求がありませんでした。

公開決定等の処理状況を合計で見ますと、全部公開が 70 件、部分公開が 166 件、非公開が 6 件、公文書不存在が 14 件、存否応答拒否が 2 件、取下げが 5 件で、全部公開と部分公開を合算したものを、取下げ分を除いた公開決定等件数で除して求めた公開率は、91.5 パーセントでした。

実施機関の担当部別で分類しますと、都市計画部が 62 件で最も多く、以下、土木部・下水道部が各 33 件、行政経営部 18 件、市民部・環境部・教育委員会学校教育部が各 16 件、税務部・教育委員会地域教育部が各 11 件、都市魅力部・福祉部が各 10 件、総務部 8 件、水道事業管理者・消防長が各 5 件、児童部 4 件、選挙管理委員会・議会が各 2 件、健康医療部 1 件の順となっています。

なお、都市計画部の 62 件中、40 件については複数の請求人から毎月同様の公文書が請求されている状況があります。

公開決定等件数 263 件の公文書を、事務事業の内容から分類してみますと、主なものは次のとおりでした。

・ 開発、住宅建設等に関する文書	64 件
・ 上・下水道等に関する文書	36 件
・ 教育、文化事業等に関する文書	26 件
・ 入札、契約、財務等に関する文書	29 件
・ 児童、福祉関係事業等に関する文書	14 件
・ 道路等に関する文書	22 件
・ 税に関する文書	10 件
・ 環境事業に関する文書	14 件
・ その他	48 件

(2) 部分公開・非公開とした理由別件数

処理件数 263 件のうち、部分公開 166 件及び非公開 6 件について、吹田市情報公開条例第 7 条各号の公開できない理由による分類は次のとおりでした。

・ 第 1 号（個人に関する情報）	138 件
・ 第 2 号（法人その他の団体に関する情報）	105 件
・ 第 3 号（意思決定過程に関する情報）	5 件
・ 第 4 号（事務事業執行に関する情報）	15 件
・ 第 5 号（法令秘情報）	1 件

(注：公開できないとした情報には、複数の理由を記載している事例があるので、理由別件数を合計すると、部分公開・非公開決定をした件数より多くなっています。)

(3) 公文書不存在の状況

情報公開請求された公文書が不存在であることを理由に、公文書不存在決定をしたものは14件あり、主な理由は、次のとおりです。

- ・公文書の請求に係る行為が何もなかったことにより、文書作成の前提となる事実を欠くため、当該公文書が取得又は作成されていなかったことによるもの。
- ・会議等の趣旨に照らし、事務事業上必要ではないと判断したため、作成されていなかったことによるもの。

(4) 公開決定までの期間

条例では、公開請求を受理した日から15日以内に、公開できるか否かを決定しなければならないと定めています。例外として、やむを得ない理由により決定を行うことができないときは、その期間を延長することができるとしており、決定期間の延長決定を行ったものは19件でした。

公開決定までに要した平均日数は1件当たり13.5日で、最も短いものは3日、最も長いものは決定期間延長を含め39日でした。

(5) 利用者の内訳

本市の条例では、公文書の公開請求ができる者の範囲について「何人も」と規定し、吹田市民に限らず誰でも公文書の公開を請求することができるとしています。

利用者の住所地別では、吹田市内が請求件数104件、大阪府内が98件、大阪府外が27件という状況でした。件数比は、市内在住の方が45.4パーセントを占めていました。

また、個人・法人等別内訳は、個人の請求件数が108件、法人の請求件数は114件、その他団体の請求は7件でした。

(6) 審査請求の状況

公文書公開決定に対する審査請求は6件（審査請求人3名）ありました。

なお、審査請求の内容等は、以下のとおりでした。

<審査請求内容 1>

平成31年3月28日に土木部長が出席したことがわかる会議資料に関する公文書公開決定に対する審査請求

<対象実施機関（所管部署）土木部総務交通室>

- ・平成31年（2019年）4月26日審査請求書受理
- ・令和元年（2019年）5月10日審査会への諮問

< 審査請求内容 2 >

吹田市役所が管轄する市道から植木鉢等の撤去依頼等に関する苦情・要望等に関する書類等に関する公文書部分公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）土木部道路室 >

- ・令和元年（2019年）6月13日審査請求書受理
- ・令和元年（2019年）7月3日審査会への諮問

< 審査請求内容 3 >

元吹土道第301-15号 令和元年8月28日付回答文中にある所有者に対して、指導している内容に関する公文書不存在に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）土木部道路室 >

- ・令和元年（2019年）9月20日審査請求書受理
- ・令和元年（2019年）10月18日審査会への諮問

< 審査請求内容 4 >

吹田市道路占用工作物工事執行規則の一部改正への過程が分かるすべての記録、骨子案に対する意見（パブコメ）等に関する公文書公開決定・公文書部分公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）土木部道路室 >

- ・令和元年（2019年）12月19日審査請求書受理
- ・令和2年（2020年）1月21日審査会への諮問

< 審査請求内容 5 >

平成30年11月定例会市議会議案参考資料（予算常任委員会建設環境分科会12月13日提出分）の議案第127号参考資料（環境部地域環境課）阪急吹田駅周辺における環境美化推進重点地区および路上喫煙禁止地区の指定（案）の記載内容に関する公文書部分公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）環境部地域環境課 >

- ・令和2年（2020年）2月14日審査請求書受理
- ・令和2年（2020年）3月24日審査会への諮問

< 審査請求内容 6 >

平成30年6月14日付及び平成30年1月19日付で請求した審査が適正に処理されたか否かに関する公文書公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）市民部市民総務室 >

- ・令和2年（2020年）3月2日審査請求書受理
- ・令和2年（2020年）3月30日審査会への諮問

3 情報提供の状況について

行政情報の積極的な提供のため、本庁7階市民総務室情報公開担当の室内に「行政資料閲覧コーナー」を設けて一般の閲覧に供しており、各室課等が作成した行政資料を中心に約6,800点の資料を収集し、市政情報に関する案内や資料のコピーサービス(有料:1枚10円)等を行っています。

第2 審査会・運営審議会を開催状況

1 吹田市情報公開・個人情報保護審査会(情報公開関係)の開催状況について

吹田市情報公開・個人情報保護審査会は5回、口頭意見陳述は3回開催しました。そのうち情報公開に係る開催状況については、次のとおりでした。

(注:吹田市情報公開・個人情報保護審査会では、実施機関からの諮問を受けて「吹田市個人情報保護条例」に基づく自己情報の開示請求等に係る審査請求についても審査を行いますが、ここには当該審査分は含んでいません。個人情報保護制度の運用状況を御参照ください。)

(1) 第79回 令和元年(2019年)5月

- ア 各市民サービスコーナー職員の出退勤時間に係る公文書非公開決定に対する審査請求の諮問説明 **【市民部 市民課】**
- イ 分割納付の誓約書等に係る公文書非公開決定に対する審査請求の諮問説明
滞納者等への捜索の記録に係る公文書非公開決定に対する審査請求の諮問説明
税金の滞納処分起案に係る公文書非公開決定に対する審査請求の諮問説明 **【税務部 納税課】**
- ウ パスポートセンター開設予定にかかる記録等に係る公文書部分公開決定及び公文書非公開決定に係る審査請求の調査審議 **【市民部 市民課】【行政経営部 企画財政室】**

(2) 第80回 令和元年(2019年)7月

- ア 郵送記録が保存されている記録書類等に係る公文書非公開決定に対する審査請求の諮問説明 **【市民部 市民総務室】**
- イ 情報公開条例の手数料に関する条例改正に係る公文書不存在非公開決定・公文書公開決定に対する審査請求の諮問説明 **【市民部 市民総務室】**
- ウ 住民異動届等及び職員構成の内訳等に係る公文書部分公開決定に対する審査請求の調査審議 **【市民部 市民課】**

エ パスポートセンター開設予定にかかる記録等に係る公文書部分公開決定及び公文書非公開決定に対する審査請求の調査審議

【市民部 市民課】【行政経営部 企画財政室】

(3) 第 81 回 令和元年 (2019 年) 9 月

ア 住民異動届等及び職員構成の内訳等に係る公文書部分公開決定に対する審査請求の調査審議

【市民部 市民課】

(4) [口頭意見陳述] 令和元年 (2019 年) 10 月

ア 平成 28 年度・平成 29 年度に任用した本庁市民課等の各臨時職員の各誓約書等に係る公文書部分公開決定及び公文書非公開決定に対する審査請求の口頭意見陳述

【市民部 市民課、山田出張所、千里丘出張所、千里出張所】

(5) 第 82 回 令和元年 (2019 年) 11 月

ア 住民異動届等及び職員構成の内訳等に係る公文書部分公開決定に対する審査請求の調査審議

【市民部 市民課】

2 吹田市情報公開運営審議会の開催状況について

情報公開運営審議会の開催日と案件は、次のとおりでした。

第 52 回 令和元年 (2019 年) 9 月 6 日(金)

(1) 平成 30 年度 (2018 年度) 情報公開制度の運用状況について

(2) その他